

つくば市議会告示第 号

つくば市議会オンライン質問実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年 月 日

つくば市議会議長 五 頭 泰 誠

つくば市議会オンライン質問実施要綱の一部を改正する告示

つくば市議会オンライン質問実施要綱（令和5年つくば市議会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「責務」を「責務等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、オンライン質問の開始後、通信環境の悪化等の事由により映像又は音声を確認することができなくなった場合には、議長は、会議を休憩し、10分を限度として当該オンライン質問実施議員又は議会局職員をしてオンライン会議システムへの接続の復旧に努めさせるものとする。ただし、通信環境の悪化等の事由が当該オンライン質問実施議員の責めに帰することのできない事由による場合であって、かつ、オンライン会議システムへの接続の復旧の見込みがある場合は、10分を限度としない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。